

嘉永五年子十一月英國人通，節度通

德地... 英國人九人... 節度通... 英國人九人... 節度通... 英國人九人... 節度通...

十月廿

平松文左入

平村 正行 平松

平松文左入

英國人通... 節度通... 英國人九人... 節度通... 英國人九人... 節度通...

平村 正行

英國人九人... 節度通... 英國人九人... 節度通... 英國人九人... 節度通...

子十一月廿

平村 正行

平松文左入



大急過渡 半時

德乃... 吳國八人 今... 川... 進...

十一月

人

楠市村近 川初

以存

今... 右... 例...

二月廿日 刻在

少年校在  
大石乃秋

吳國入孫通之孫以人出而後入為宿衛攝  
廷選居先制之變尚復之可致所事劫之方大急  
以人出之孫通者少何所事之孫通者存存之  
孫通者少何所事之孫通者存存之

忠烈曰後人稱之在名紀其出以孫通任捕其  
相也無牙身了出後王初在孫通者存存之

召南郡川節村  
御自通了出役  
忠烈



嘉永五年子十一月異国人罷通り候節左之通  
態得御意候、然而此度異国人九人雲州令漂着  
今日吉田町伯船カ、明六日当町昼休廣嶋伯船カりニ御座候、  
先例之通当所方船ニ而御下り可有之、船ニ候ハ、最早  
及駈合不申候、左様御承知可被成、右得御意度如此  
御座候、以上

可部町

十一月五日

木坂文左衛門

同

三宅半五郎

八木村

御役人中様

及駈合不申 相談する必  
要はない

異国人罷通候段御注進申上書附 沼田郡 八木村

覚

沼田郡

八木村

一当度異国人九人明六日可部町昼休ニ而廣嶋  
伯船カり所へ乗船罷下り候趣、只今可部町方申越  
候ニ付、則同町方之紙面写し相添急此段書付  
を以御注進奉申上候、以上  
子十一月五日夜

当分庄屋

正三郎

庄屋

忠左衛門

与頭

六兵衛

同

甚兵衛

同

平左衛門

沼田郡

御役所

覚

八木村

一当度異国人九人明六日可部町昼休ニ而  
廣嶋伯船カり所江乗船罷下り候趣、只今可部町  
方申越候ニ付、則同町より之紙面写し相添

急申上候、此段御役所へも御注進奉申上候間、御取計之程宜敷奉願上候、以上

庄屋

十一月五日夜

忠左衛門

与合割庄屋

小書付

正三郎様

当村方川筋村々江知せ方左之通  
当村方出ス控

大急廻達 八木村始

熊得御意申上候、然ハ雲州江漂着いたし候

異国人九人今六日可部町昼ニ而当郡内

川筋乗船罷下り候趣ニ付、為御心得此段急キ

御知セ申進候間、早々御順達可被成候、以上

十一月六日

八木村

五ツ時出ス

役人

温井村方

楠木村迄

川筋村々

御役人中様

今日異国人可部町方船ニ而廣嶋迄通行ニ付何角

見合として割庄屋代罷出候、先例ニ付当度之義ハ

右出役貴様へ申談候間、八木村方楠木村迄之義、先

例之趣を以宜敷御取計可被成候、此段急申進候、已上

十一月六日

割庄屋

正三郎

八木村庄屋

忠左衛門様

異国人罷通候節ハ、御人出并出役彦人当村渡し場へ

御出張先例ニ候処、当度ハ可部町より知らせ方火急ニ付

御人出も無之趣ニ付、如何取計可然哉与存居候処、

前書之通忠左衛門出役之義被仰聞、則御付添

雲州御役人様江左之名札差出し、御挨拶仕、楠木

村迄船中付廻り出役相勤、無滞相済申候

庄屋上席

沼田郡川筋村々

八木村庄屋

御付廻り出役

忠左衛門

廻達 次々に送り届ける  
こと  
見合(みあわせ) 様子  
見ること  
御人出 沼田郡役所の藩  
役人の出張  
出役 八木村役人の出張

八木村庄屋

異国人沼田郡川筋村々無滞通船仕候段、御注進書附

忠左衛門

覚

沼田郡

一異国人九人

右ハ昨六日可部町昼休ニ而同所方乗船罷下り当郡内

川筋楠木村迄私共付廻り出勤仕、無滞通船相済

申候、此段書付を以御注進奉申上候、以上

八木村庄屋

子十一月七日

忠左衛門

沼田郡

御役所

覚

一異国人九人

右ハ昨六日可部町昼休ニ而同所方乗船罷下り

当郡内川筋楠木村迄私共付廻り出勤仕候処、

無滞通船相済申候、此段小書付を以申上候、已上

八木村庄屋

子十一月七日

忠左衛門

与合割庄屋

正三郎様

小書付

本文通船相済申候段、御役所へ御注進書附、今日

差出シ申候、此段御承知可被遣候、以上

右異国人一件相済申候